

市税3税の口座振替をご利用のみなさんへお知らせ

固定資産税・市県民税・軽自動車税の口座振替を利用・登録している人のうち、3年連続して各税目について課税が無い人については、その税目に関する市での振替口座登録が廃止されることとなります。

そのため、過去に口座登録があった人でも、3年連続で課税が無い状態が続くと、次回課税があった場合には納付書での支払方法に自動的に切り替わることとなります。

口座振替を希望される場合は、再度金融機関窓口での手続きが必要となりますので、ご注意ください。

問合せ＝税務課 納税推進係（内線273～276）

年金後納制度のご案内

～希望する人は手続きをしてください～

平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間に限り、国民年金保険料を納める期間が過去2年から5年に延長されています。

この制度により、5年前からの期間で未納のある人（4月時点で平成25年4月以降が対象です）は、申請により納付が可能となります。今後希望する人は、奈良年金事務所まで手続きをしてください。

問合せ＝奈良年金事務所 国民年金課（☎0742-35-1370）

平成30年度 国民年金保険料の納付書を発送します

4月上旬に、日本年金機構より平成30年度 国民年金保険料の納付書が送付されます。納期限等に注意していただき、金融機関かコンビニエンスストアで納付をお願いします（市役所では納付できません）。

◆平成30年度 国民年金保険料：16,340円（月額）

※前納される場合は、納期限にご注意ください。

※現在口座振替等を利用している人には、別途通知が送付されますので、確認してください。

※保険料の免除等を考えている人は、奈良年金事務所か市役所 保険年金課 国民年金係で手続きをしてください。

※現在、全額免除承認されている人は、6月まで承認となるため、4月には納付書が送付されません。一部免除を承認されている人は、一部免除の額の納付書4～6月分が送付されます。

問合せ＝奈良年金事務所 国民年金課（☎0742-35-1370）
（保険年金課 国民年金係）

平成30年度「学生納付特例制度」の申請受付がはじまります！

——4月から受付を開始。申請はお早めに！——

20歳から60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、保険料の納付が義務づけられています。

しかし、収入がない等の理由で保険料納付が困難な場合、学生の人には、本人の申請により在学期間中の保険料を納付猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生＝大学（大学院）・短大・高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等の学生

※夜間・定時制・通信課程の人も含みます。

※各種学校は、修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります。私立の各種学校は、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます。

承認期間＝平成30年4月～平成31年3月まで

——申請は毎年必要です！——

申請＝年金事務所から学生納付特例申請のためのハガキが送付されますので、必要事項を記入して返送してください。市役所での手続きは必要ありません。

※ハガキが送られてこなかった人は、年金手帳・印鑑・学生証（写しでも可）を持参して、市役所 保険年金課 国民年金係窓口へ。家族の人でも手続きはできます。

※保険料が未納となっている場合、その間に事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合がありますので注意してください。

——就職したら追納しましょう——

納付猶予は、納付したときに比べ年金額が少なくなります。10年以内であれば後から納付（追納）することができます。将来の年金額を増やすためにも、おすすめします（保険料の追納には、申込書の提出が必要です）。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

問合せ＝奈良年金事務所（☎0742-35-1370）

（保険年金課 国民年金係）

「空き家・空き地に関する相談会」を開催します（相談無料・申込不要）

日時＝4月8日（日）13時～16時

場所＝三の丸会館 1階ミーティングルーム

※相談会に参加された人の中で、希望する人には「0円不動産」の紹介をします。

問合せ＝NPO法人 空き家・空き地の管理支援センター（☎86-4415）
（市民安全課）